

後期高齢者医療制度

高額療養費自己負担限度額（令和８年８月１日～）

自己負担割合		所得区分	外来 (個人ごとの負担限度額)	外来+入院 (世帯ごとの負担限度額)
3割	現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	270,300円 + {医療費（10割）－901,000円} × 1% ^(注1) 【140,100円】 ^(注2) (年間上限 1,680,000円) ^(注6)	
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	179,100円 + {医療費（10割）－597,000円} × 1% ^(注1) 【93,000円】 ^(注2) (年間上限 1,110,000円) ^(注6)	
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	85,800円 + {医療費（10割）－286,000円} × 1% ^(注1) 【44,400円】 ^(注2) (年間上限 530,000円) ^(注6)	
2割		一般Ⅱ ^(注3)	22,000円 (年間上限 216,000円) ^(注6)	61,500円 【44,400円】 ^(注2) (年間上限 530,000円) ^(注6)
1割		一般Ⅰ ^(注3)		
		低所得者Ⅱ ^(注4)	11,000円 (年間上限 96,000円) ^(注6)	25,700円 【24,600円】 ^(注2) (年間上限 290,000円) ^(注6)
		低所得者Ⅰ ^(注5)	8,000円	15,700円 (年間上限 180,000円) ^(注6)

(注1) 「+ {医療費（10割）－〇〇円} × 1%」は医療費が〇〇円を超えた場合、超過額の1%を加算。
(注2) 【】内は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。
(注3) 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方
(注4) 世帯全員が住民税非課税の方
(注5) 世帯全員が住民税非課税であり、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方
※年金収入は控除額を82.65万円として計算します。
※総所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除します。
(注6) 年間とは毎年8月1日から翌年7月31日が対象となります。
(注7) 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

【厚生労働省コールセンター】
(電話番号) 0120-617-111（フリーダイヤル）
(対応時間) 午前9時～午後6時
(設置期間) 令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）
※日曜日、祝日、年末年始は除く

高額療養費自己負担限度額（令和８年７月まで）

自己負担割合		所得区分	外来 (個人ごとの負担限度額)	外来+入院 (世帯ごとの負担限度額)
3割	現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円 + {医療費（10割）－842,000円} × 1% 【140,100円】 ^(注2)	^(注1)
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円 + {医療費（10割）－558,000円} × 1% 【93,000円】 ^(注2)	^(注1)
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円 + {医療費（10割）－267,000円} × 1% 【44,400円】 ^(注2)	^(注1)
2割		一般Ⅱ ^(注3)	18,000円 (年間上限 144,000円) ^(注6)	57,600円 【44,400円】 ^(注2)
1割		一般Ⅰ ^(注3)		
		低所得者Ⅱ ^(注4)	8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ ^(注5)		15,000円

(注1) 「+ {医療費（10割）－〇〇円} × 1%」は医療費が〇〇円を超えた場合、超過額の1%を加算。

(注2) 【】内は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

(注3) 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方

(注4) 世帯全員が住民税非課税の方

(注5) 世帯全員が住民税非課税であり、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方
※年金収入は控除額を80.67万円として計算します。

※総所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除します。

(注6) 年間とは毎年8月1日から翌年7月31日が対象となります。